

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
004030	個人	世界の基軸通貨「広島鯉(ひろしまコイン)」発行と平和投資銀行の設立による世界平和経済戦略	銀行法第5条2	「前項の政令で定める額は十億円を下回つてはならない。」という条件について、「十億円または十億鯉(コイン)を下回つてはならない。」に変更する。	我が国においては、円を通貨単位とし、政府・日本銀行を通貨の発行主体とした単一通貨制度となっています。 法定通貨でない通貨を資本金に追加することについては、対応困難です。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたいた。	近代の貨幣制度の歴史をたどり、金本位制と管理通貨制度に対して、新たな金融経済システムを世界平和経済戦略化することを目的として、「金」に替わる普遍的価値を「平和経済」としたことが最大の特長。 このことは、平和利用限定の法定通貨を世界の基軸通貨とすることの根拠でもある。そして、プルーフコインの製造技術力の高さが、その実現力でもあり、産業の国際競争力そのものになり続けるのである。 金価格の下落や国際金融を巡るパワーバランスの不安定さが、本提案の実現に向けての調査研究の必要性の証左となっている。	我が国においては、円を通貨単位とし、政府・日本銀行を通貨の発行主体とした単一通貨制度となっています。 法定通貨でない通貨を資本金に追加することについては、対応困難です。
004040	個人	世界の基軸通貨「広島鯉(ひろしまコイン)」発行と平和投資銀行の設立による世界平和経済戦略	銀行法第4条	「銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない」という条件を「内閣総理大臣および平和首長会議の免許を受けた者でなければ、営むことができない」に変更する。	銀行業務の健全かつ適切な運営により、信用秩序を維持し、預金者保護を図ることは、国民経済上重要な課題です。 こうした観点から、銀行について、内閣総理大臣の免許を必要としているところ、ご提案については対応困難です。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたいた。	近代の貨幣制度の歴史をたどり、金本位制と管理通貨制度に対して、新たな金融経済システムを世界平和経済戦略化することを目的として、「金」に替わる普遍的価値を「平和経済」としたことが最大の特長。 このことは、平和利用限定の法定通貨を世界の基軸通貨とすることの根拠でもある。そして、プルーフコインの製造技術力の高さが、その実現力でもあり、産業の国際競争力そのものになり続けるのである。 金価格の下落や国際金融を巡るパワーバランスの不安定さが、本提案の実現に向けての調査研究の必要性の証左となっている。	銀行業務の健全かつ適切な運営により、信用秩序を維持し、預金者保護を図ることは、国民経済上重要な課題です。 こうした観点から、銀行について、内閣総理大臣の免許を必要としているところ、ご提案については対応困難です。
004050	個人	世界の基軸通貨「広島鯉(ひろしまコイン)」発行と平和投資銀行の設立による世界平和経済戦略	金融商品取引法第5章第1節第80条	「金融商品市場は、認可金融商品取引業協会を除き、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、開設してはならない」という条件を「平和首長会議および認可金融商品取引業協会を除き」に変更する。	金融商品市場の開設は、有価証券の売買等を公正かつ円滑にし、投資者保護を図る観点から、内閣総理大臣の免許を受けた者又は内閣総理大臣の認可を受けた認可金融商品取引業協会に認められているものであり、ご提案については対応困難です。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたいた。	近代の貨幣制度の歴史をたどり、金本位制と管理通貨制度に対して、新たな金融経済システムを世界平和経済戦略化することを目的として、「金」に替わる普遍的価値を「平和経済」としたことが最大の特長。 このことは、平和利用限定の法定通貨を世界の基軸通貨とすることの根拠でもある。そして、プルーフコインの製造技術力の高さが、その実現力でもあり、産業の国際競争力そのものになり続けるのである。 金価格の下落や国際金融を巡るパワーバランスの不安定さが、本提案の実現に向けての調査研究の必要性の証左となっている。	金融商品市場の開設は、有価証券の売買等を公正かつ円滑にし、投資者保護を図る観点から、内閣総理大臣の免許を受けた者又は内閣総理大臣の認可を受けた認可金融商品取引業協会に認められているものであり、ご提案については対応困難です。
038100	山口県 周南市、瀬トクヤマ徳山製造所、東ソー瀬南陽事業所、出光興産徳山事業所、瀬トクヤマロジスティクス、長府工業㈱	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点	銀行法第16条の3	現行の議決権の取得の制限を緩和し、女性創業支援会社に関しては、金融機関による5%以上の議決権取得を認める。	銀行の議決権保有制限(5%ルール)については、平成25年6月に成立、昨年4月1日に施行された改正銀行法において、地域経済の再活性化及び企業の再生のための緩和措置が図られました。 新制度において、一定の要件を満たすベンチャービジネス会社について、銀行は投資専門会社を通じて5%を超えて議決権を保有することが認められております。 更なる要件の緩和に関しては、銀行の健全性に与える影響や新制度の実際の活用状況等を踏まえた慎重な検討を要するところ、要件緩和を直ちに行うことは、適当ではないと考えます。	出資対象企業(女性創業支援会社)と投資専門会社の趣旨に同一性がみられるという右提案者からの意見に対し、提案の可否及びその理由について再度検討し、具体的に回答いたしました。	今回の提案は、出資対象企業が「女性創業応援やまぐち株式会社」と、5%ルール適用除外の対象である「投資専門会社(特定会社)」と類似の業務を行う会社であるとの認識に基づくものである。 女性創業応援やまぐち株式会社は、ベンチャー企業等の支援に当たり、「投資」という形で支援する投資専門会社(特定会社)に対し、「女性創業」という様々なハンデを考慮して、投資性のない「委託」という形で、インキュベーションマネージャーの指導の下で創業支援を行うビジネスモデルである。 資金の種類が異なるものの、趣旨には同一性が見られる対象企業の特殊性に鑑み、今回の提案をお願いする。	(調整中)
094012	一般社団法人新経済連盟	Japan Ahead	金融商品取引法第29条の4の2 金融商品取引法施行令第15条の10の3 日本証券業協会自主規制規則	発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下の少額のもののみを扱う業者に限り、業規制を課さないことや、最低資本金基準の引下げといった参入要件の緩和がなされる「第一種少額電子募集取扱業者」及び「第二種少額電子募集取扱業者」の特例を設けたものです。 本制度については、本年5月29日より施行されたところであり、まずは、現行制度の適切な運用を図っていくことが重要であると考えられます。	インターネットを通じて行う投資型クラウドファンディングの制度整備については、リスクマネーの供給促進という観点からできるだけ参入が容易な制度とすることが重要である一方で、詐欺的な行為に悪用されること等のないよう、投資者保護のための必要な措置を講じることが重要との考え方から、発行総額や投資者一人当たり投資額の上限を設けることが適当とされたところであります。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
094020	一般社団法人新経済連盟	Japan Ahead	金融商品取引法第24条、第193条、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項、第1条の2の2、第129条 会社法第435条第2項、会社計算規則第59条	金商法上の単体財務諸表及び会社法上の計算書類でIFRS使用を認める。	提案を実現するためには、会社法で求められている計算書類及び金融商品取引法で求められている単体財務諸表についてIFRSによる作成を可能とする必要があります。その際には、日本基準とIFRSとの差異が計算書類及び財務諸表に与える影響は様々なこと等について十分な検討が必要と考えられます。	-	-	-
141010	一般社団法人国際銀行協会	金融商品取引業者とその親子法人等との間の情報共有禁止規定の廃止	金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号	第7号の廃止し、金融商品取引業者がグループ内法人と、他のプライバシー法制の許す限度で顧客情報を共有しうようにすること。	グループ内での非公開情報の共有規制については、これまで、実務における負担を軽減する観点から、必要な見直しを行ってきたところであるが、利益相反による弊害の防止や銀行等の優越的地位の濫用の防止は現在においても重要な論点であることから、全面的に撤廃することは困難です。	右提案者からの意見に対し、提案者が挙げている規定に加えて情報共有の禁止規定を措置している理由も含めて回答いただきたい。	すでに、利益相反については、管理態勢の構築が金商法、同施行規則等に盛り込まれており、優越的地位の濫用については、防止体制の構築が銀行法、同施行規則等に盛り込まれている。これらに加えて、情報共有の禁止規定を維持することの得性質は乏しいものと考えます。	非公開情報の共有規制は、具体的な禁止行為を定めたものであり、利益相反管理体制の整備、優越的地位の濫用防止等の各種規定とあわせて、規制の実効性を確保することとしています。  なお、非公開情報の共有規制などの弊害防止措置が導入された趣旨には、利益相反防止の観点等の他に、市場仲介者間の公正な競争確保の観点も含まれています。さらに、顧客が望んでいない場合にまで非公開情報が共有されることとなれば、顧客保護に反するおそれもあります。  このため、ご指摘の規定が存在するとしても、非公開情報の共有規定を維持する必要があります。
142010	一般社団法人国際銀行協会	外国銀行支店に適用される外国銀行代理業認可制度の廃止	銀行法第52条の2(関連規定：同法第10条第2項第8号の2)	銀行法第52条の2を改正し、既に日本において銀行免許を有する外国銀行支店が追加的な認可を要することなく海外本支店等の提供する商品やサービスを顧客(個人及び法人)に対し柔軟に提供しうようにすること。	外国銀行代理業務を営む場合の事前認可制度は、そもそも委託者である外国銀行自体には監督権限がないため、不健全な外国銀行による日本国内での金融商品・サービスの提供を排除し、銀行利用者の保護を図る観点から採用しているものです。このため、認可制度を撤廃することは困難と考えます。	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し、回答いただきたい。	他の主要先進国には同様な制度は見当たりません。我が国が国際金融センターを目指すならば、抜本的な見直しが必要と考えます。	銀行が行う外国銀行代理業務については、金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告(平成27年12月22日金融審議会報告)において、「外国銀行に対しては、直接の監督権限が及ばないことから、国内においてその業務の代理・媒介を行う者に対する監督を通じて、外国銀行によって不適切な金融サービスが国内で提供されることを防ぐことなどがある。こうした観点を見ると、認可制は引続き必要」との提言がなされている。このことから、認可制度を撤廃することは困難と考えます。